

国立大学関係予算の充実について

平成15年11月12日
国立大学協会
会長 佐々木 毅

国立大学は、これまでも国民の負託に応えるべく、教育研究の充実や大学改革に取り組んできた。とくに、先の国会で、百年に一度の大改革といわれる国立大学法人法が成立し、現在、各国立大学では、「活力に富み、国際競争力を持ち、かつ、魅力ある大学づくり」を目指し、関係者一丸となって改革と新生を図るための努力を重ねているところである。

このような時、来年度以降の国立大学予算において、独立行政法人通則法による一般の独立行政法人と同様の扱いとして運営費交付金等を削減しようという動きがある。このようなことは、国立大学法人法制定の経緯・趣旨及び同法案の国会の委員会審議における附帯決議などにもとることであり、誠に憂慮すべき状況である。

今後我が国が、グローバル社会の中で更に発展を遂げていくためには、国立大学をはじめとする高等教育と学術研究の充実により、優れた人材の育成と高度な知的創造を展開する以外に道はない。科学技術創造立国を目指す我が国としては、教育研究の拠点である国立大学を予算面から十分に支援していくことが、国の責務と考える。

他方、国立大学の教育研究環境の改善はある程度進みつつあるが、なお、十分とは言えない状況にあり、施設整備費補助金等の拡充が是非とも必要である。

国立大学の法人化に際して、教育研究の基盤整備の充実に改めてご理解をいただき、政界ならびに関係省庁に下記の事項に関し格段の配慮を強く訴えるものである。

記

1. 国立大学運営の基盤となる運営費交付金の充実

- (1) 今後、平成15年度国立学校特別会計繰入額と同規模の公費投入額を最低限確保すること。
- (2) 国立大学法人化への移行に伴う必要経費を措置すること。
- (3) 国立大学法人は、先行の独立行政法人と性格を異にすることを踏まえ、中長期的にも必要な国立大学予算を確保できるよう、制度的仕組みを策定すること。特に運営費交付金を、その性格に鑑み義務的経費として取り扱い、効率化係数を適用しないこと。
- (4) 国立大学の教育研究の特性及び大学改革の進展状況を踏まえ、各大学の努力に応じて運営費交付金を増額し得る算定ルールを構築すること。

2. 世界水準の教育研究成果を目指した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」等を着実に実施するための施設整備費補助金等の確保・充実